

第31回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月9日（水）15:00～17:00

2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、飯田泰之、林いづみ、森下竜一、
八代尚宏

（政府）田中副大臣、河内事務次官、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、
林規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）

総務省 奈良俊哉大臣官房審議官

総務省情報流通行政局 坂中靖志放送技術課長

総務省情報流通行政局 湯本博信放送政策課長

総務省情報流通行政局 豊嶋基暢情報通信作品振興課長

4. 議題：

（開会）

議題 放送を巡る規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので、規制改革推進会議、第31回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところを御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長、林委員、出席でございます。

吉田座長代理、角川専門委員、村上専門委員は、所用により御欠席と伺っております。

田中副大臣も後ほどいらっしゃるかと思えます。

それでは、ここからの進行を原座長、お願いいたします。

○原座長 本日の議題は「放送を巡る規制改革」です。

本件について、当ワーキング・グループで本年2月以降、幅広い識者の方々からヒアリングを行ってまいりました。先月16日の本会議では、通信・放送の融合が進展する中でのビジネスモデルの展開、より多様で良質なコンテンツの提供、グローバル展開、これらを

踏まえた電波の有効活用に向けた制度のあり方、この3つの検討課題を示して、さらなるヒアリングを集中的に行ってきたところでございます。

本日は、こうした検討事項、これまでの当ワーキング・グループで出された問題提起、指摘事項などに関して、総務省の取組、見解などをお伺いしたいと思っております。奈良審議官以下の皆様には、何度も御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

では、早速お願いいたします。

○総務省（奈良審議官） それでは、まず私の方から御説明したいと存じます。

本日は、先般の規制改革推進会議、いわゆる親会で示されました具体的問題提起、すなわち通信・放送の融合が進展する下でのビジネスモデルの展開の方向性、そして、より多様で良質なコンテンツの提供とグローバル展開、こういった項目を中心に説明をという御要請がございましたので、それを踏まえまして御説明を申し上げたいと思います。

資料の3ページになります。このビジネスモデルの新たな展開という意味で私どもが考えたときに、これまで放送政策という意味では、地上放送をはじめとした放送のデジタル化、そして、新たなメディアとしての衛星、従来、単なる再送信だったケーブルテレビの進化というような形で、いろいろ放送サービスの高度化は進展してきましたし、一定の成果はあったものと認識しております。

他方で、そういった流れとは違う、すごい新しいサービスという意味でいくと幾つかのトライアルがありましたが、残念ながら、必ずしも成功していないという事例も散見されます。例えば直近で言いますと、VHF帯で移動受信用地上基幹放送、いわゆるマルチメディア放送といったものがトライアルとして新事業、新しいサービスとして入りましたけれども、うまくいわずに撤退したということがございました。

このように、どこの分野でもそうだと思いますが、新しいサービスというのはなかなか難しい部分があるのだと思っています。そういった意味で、私自身もこの仕事に携わって、インターネットが開始してある程度普及したころから、放送コンテンツのネット配信というものは課題としてありましたが、当時は通信ネットワークのスピードの遅さとかインターネットがまだ十分ではなく、いろいろな課題があって必ずしもうまくいっていなかったことも事実です。ここに来て、相当程度、通信ネットワークの環境が整いましたし、そういった意味でコンテンツのネット配信、特に私ども、最近の話でいくと、放送と同時にネット配信するというようなことができる環境が整ってきていると思っています。

ただ、今、申し上げましたように、必ずしもうまくいってこなかった新しい放送サービスへの過去のこれまでの経験を踏まえて、必ずしも放送事業者、特に民間放送事業者は積極的でないというのも事実でございます。そうした中であって、私ども、ここ1～2年、特に、この放送コンテンツ、放送同時のネット配信というものに関して、どうやって放送事業者の背中を押していくかということを考えて仕事をしてまいりました。そういった意味で、新たなビジネスモデルと言えるかどうか分かりませんが、まず最初に、このモバイル・PC向けの同時配信システムに関する検討の状況から入りたいと思います。

3 ページを御覧ください。総務省の情報通信審議会で1年弱検討しまして、去年7月に1つの方向性として、モバイル・PC向け同時配信サービスに係る技術課題の整理、効率的な配信システムの構築・利用のあり方、こういったことを検討しまして、3ページにあるような絵、いわゆる発信システムのイメージというようなものを整理いたしました。いろいろな事業者からのヒアリングもしながら、実際に配信システムを組もうとすると、こういうネットワーク構造になるというようなこと。また、それに関してコストは当然かかりますが、左下にありますとおり、配信機能では9,000万から2.2億、右側では、いわゆるコンテンツ・デリバリー・ネットワーク、これも相当かかりますよねというようなこと。こういったことを見える化するというイメージで試みに検討を整理しました。

さらにコストに関しましては、右上に4と書いたスライドですけれども、ある意味、当たり前なのですが、共同利用するとコストが1局当たり下がるよねというようなことを、粗々に試算いたしました。配信機能に関しましては、10局が共同すると1局当たり全体として2億かかるところが3,600万。CDNに関しては、全体として1億4,000万が6,000万ということでございまして、ざっくりとした試算としてこういったことも出しました。

ただ、これはこの前のページで御説明したサービスシステムイメージにしても、コスト試算にしても、かなり粗いコスト試算でございまして、私ども、まずこれを見える化した上で、さらにこれを進化させていく必要があると考えてございまして、是非とも実際に放送事業者の皆さんと協力して実証実験を行い、まずはネットワークというか、配信システム、その課題にどう対応していくかというようなことのトライアルを今したいということで、どういうようにやるかということを検討してございます。この流れは先に進めたいと考えております。

以上がシステムないしコストという話ですけれども、実際のサービスということでございます。これは実際には放送事業者の皆様あるいはやろうとする事業者の民間の創意工夫ということになるのですけれども、実際にただ今の日本では十分そういったサービスはない中でどのようなイメージになるか、よくあるサービスの実証実験というものをやったらどうだろうかと考えまして、実際にかかった予算、国の予算はそんな大きくはないのですが、関係者に呼びかけて、やりませんかというようなことで話をしましてやったのが6ページ以下からの、いわゆるサービスの実証実験でございます。

6 ページを御覧ください。29年度ということではございまして、実際には実験自体は昨年の秋にやりまして、全体の取りまとめは2～3か月前ぐらいに整理が終わったところでございますが、13のコンソーシアムで実証実験をやってございます。

6 ページの下の日本地図を見ていただきたいのですけれども、私ども、ある意味、意図を持って、できるだけ地方のローカル放送事業者の皆さんに参加いただき、結果的に御覧のとおり、日本の各地の放送事業者が通信事業者とか地元のケーブルテレビとか関係事業者と連携して13の実証実験のコンソーシアムが組まれて、ここでやってございます。お題、テーマとしては2つございまして、今、はやりでございまして、4Kのコンテンツの配信、

そして、視聴者データを基にした、いわゆるリコメンド等の新しいサービスの仕組み、この2つが主にメインなテーマとなって実証実験を行っております。

7ページを御覧ください。実際には去年の6月に公募しまして、7月には事業の採択を決定し、去年の9月から11月末まで実証実験を行いました。成果自身は1～2か月ぐらい前に整理したところでございます。

まず4Kの配信実験ですが、8ページに全体的なことが書いてございますが、主にハイブリッドキャストという仕組み、データ放送から通信回線に入っていく流れですけれども、この仕組みを使いながら、実際にどのように4Kコンテンツを配信できるかというようなこと。そこで幾つかトライアルをして成果を出そうということでございます。

具体的には9ページをご御覧ください。2つ、主にテーマがございまして、実証内容です。①で放送引き戻し、②でコンテンツの挿入・切替えとあります。

まず放送引き戻しですけれども、ネットで配信されたコンテンツを見ているときに何らかの災害が起こったとして、当然、放送では災害放送を行います。ネットコンテンツにそれが載っていない場合があります。その場合に見ている人は分からないということがございまして、放送事業者がサービスを提供する以上、そこで放送に引戻すということが必要ではないかということが考えられます。この実証実験では、実際に信号を乗せまして、それによってネットを見ている人に放送に戻っていただくような誘導をするということできないかということでありまして、割とスムーズにできております。

そして、もう一つがコンテンツの差替え。この場合は地域ごとに変更しようというようなことをやりました。これは視聴者のニーズに応じてというのがございまして、ビジネスモデルという点から言えば、CMを差替えることがうまくできれば、結果的に差替えた新しいCMによって、そのCMを乗せたことに対する収入が入ることになりますので、プラスアルファの収入の道が開けてくる。それが技術的にできるかどうかというようなこと、それが実証として行われてございます。

10ページも引き続き4Kの配信実験ですけれども、IP網とRF、RFというのは従来型の放送の信号の送り方、IP網はいわゆるインターネットプロトコルですが、IP網で送って、途中でうまくいかなかったときにRFに変更してうまく流れるかとか、そういったような実験をやっています。これは結構うまくいったようでございます。それと、いろいろな方式で流すときに、家の中でその信号を受け取って実際にテレビに表示するときのGWと絵の中にあります。ホームゲートウェイです。家の中に入ってきたときにどうやってテレビに流し込むかというようなこと。これは現状ではまだサービスインしていません。こういったものも作られていませんけれども、それを試作してみてもうまくいくかどうか、そのようなことが実証実験として行われました。

以上が、いわゆる4Kをテーマにしたコンテンツのネット配信ですけれども、11ページを見ていただくと、もう一つのテーマである視聴者データを活用した放送サービスの新たな展開ということでございまして、これも今回の実証実験ではトライアルをしてございます。

これには背景というか若干制度的な話がございまして、12ページを見ていただくと、個人情報保護法のガイドラインというのは分野ごとにございまして、放送にもございます。従来型のガイドラインでは、下の青いところに改正とあります。これまで、この改正の前までは視聴者履歴の取扱いは非常に限定的、課金あるいは統計目的に限定してございました。つまり、本人同意があってもサービスに使えないということでございまして、これは今、今日的にはいかがなものかということでございまして、ここは去年、議論を経た上で改正してございまして、本人同意を前提ですけれども、いろいろな新たな放送サービスのために使えるというような形にガイドラインも改正しています。

この改正したガイドラインに基づくような形で、今回の実証実験では観光誘致ということで使っています。13ページに結果の概要が出ていますが、名古屋のCBCテレビが実際に旅行、旅番組を放送しました。約45万5,000世帯が視聴したわけですけれども、その中でスマホに誘導して会員登録してくださいと言って、誘導されて実際に登録してくれた人は5,492人。しかも、そのスマホを持って実際に旅先というか観光地に行った人は700人ということでございまして、単純な告知、放送を見ているだけで、そうやって実際にその観光地まで足を運んでクーポンゲットみたいな形です。そういったことをやった人がいたということで、これからどうなるか分かりませんが、実験としては結構な数が動いたということでございまして、1つの成果だったというように思っています。

このように、私どもとしてはコンテンツのネット配信という意味で今日的な展開という意味では、システム的な話あるいはコスト的な話、そして、サービスの新たな形、こういったものを実証実験なりの形で放送事業者を巻き込みながら今やっているというところでございまして、今後、さらに進めていきたいと思っているところでございます。

このビジネスという部分とも関わりますけれども、2つ目のタイトルとしてグローバル展開というテーマが設定されています。既に、この場でも民間放送事業者、民放連あるいはNHKもそこに触れておりますが、総務省としてどういうように取り組んでいるかということをございまして、14ページ以下で御説明したいと思います。

15ページを御覧ください。放送事業者から見れば、放送コンテンツが海外に売れるということは、それだけ売り上げが立つということでございまして、政府がなぜこれを推進するかというと、15ページにポンチ絵的に描いていますが、単に放送事業の売上が立つということではなくて、周辺産業への波及、日本文化、日本語の普及、インバウンド、観光戦略、そして、地域活性化、そういった様々な部分に波及効果を及ぼすということからこれを進めているところでございまして、実際関係する多くの省庁とも連携し、また、ローカライズ等をしっかり工夫しながら、この放送コンテンツの海外展開の促進にこれまで私どもは力を入れてきているところでございます。

16ページに事例ということで、既に本投資等ワーキング・グループで音先生が紹介しておりましたが、例えば北海道の番組を台湾に流して、台湾から観光客が北海道に来るようになった、また高知でもやっております、結果的に四国への台湾の観光客が増えている

るというようなデータも出ています。

いろいろな波及効果が出てくるわけですが、放送コンテンツの海外輸出額の推移として、17ページを御覧ください。増えてきてございます。直近では288.5億円ということで、それなりに伸びてきているというのを私どもは評価させていただいております。内訳を見ていただきますと、放送権に加えましてインターネット配信権あるいはアニメ等によくある商品化権、こういったもので構成されているということになります。

もう少しその内訳を見ていただきますと、18ページになりますが、今まで申し上げましたが、やはりジャンルという意味ではアニメがすごく多いということになります。あと地域としてはアジアが過半数、北米、ヨーロッパということでございまして、この現実のデータを踏まえながら、強みを生かしつつ、強くないところをどう強化していくかというようなこと、そういったことを今、考えているところでございます。

19ページを御覧ください。その海外のコンテンツ輸出額を韓国と比べました。USドルベースの数字に置き替えています。本投資等ワーキング・グループでも、過去、議論になりまして御指摘をいただいております。確かにずっと韓国が上回って、現在も韓国の方が上です。ただ、一応日本も伸びてきておりますのと、1年だけですけれども、2014年から2015年で韓国が少し減ってしまっていて、2016年以降、どうなっていくかというのはお互いの力の入れようかとは思いますが、私どもも頑張っているということをお示しさせていただければと思う次第でございます。

20ページを御覧ください。288.5億というのは申し上げました。実は従来、2018年度に200億という数値目標がありました。ところが、それが2015年度で超えてしまっているので、目標としては陳腐化しております。このため、現在の最新の目標は、2020年度に500億という新たな目標として設定し直してございます。これは去年の未来投資戦略会議として閣議決定された文章の中で目標を立ててございます。現在、その目標に向かって、さらに前に進めていこうということでございまして、実際の閣議決定の文章は21ページの前段、上半分に書いてございます。また、未来投資戦略とは別に知財の推進計画でも、この放送コンテンツの海外展開というのは継続的にやっていくべき、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）とも連携しながらやっていくということも知財本部戦略決定の中で出ております。

こういったことを踏まえまして、実際に総務省の政策ツールとしては22ページになりますけれども、予算、主に補正予算を活用させていただきまして、この第2次安倍政権になって以降、26年度以降、本格的に力を入れてきております。総務省だけではなくて、今も少し触れましたが、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）、理事長は住友商事の岡名誉顧問でいらっしゃいますが、そこをしっかり連携して、総務省だけですと独善的になるということで、いろいろな知見をこの促進機構の場を集めて、いろいろなプロジェクトにしっかりやってもらうというようなことをやってきてございます。

主に旅番組が多いわけですが、事例として、そこではタイと事例②のところでは山

陰を取り上げた番組が山陰へのクルーズ寄港を増やしたとか、そういったことも出ていますし、マレーシアで新幹線そのもののインフラ輸出をやっていますが、タイアップする形で日本の新幹線をプレーアップする番組をやったりとか、そういうような形でやってきております。予算の金額といたしましては、総務省の通信・放送関係の予算が必ずしも大きな予算規模ではない中で、相当規模の特に補正予算で計上をさせていただいて、これまで取り組んできております。是非ともこれを継続的にやらせていただきたいなと思っているところでございます。

22ページまでは具体的な放送コンテンツの海外展開の後押し、例えば共同制作の支援とかそういったことでございますが、23ページでは出展、見本市、いわゆるビジネスマッチングということの取組を掲げてございます。単に作って、あるいは一緒に作って売っていくというだけでは買ってくれないので、世界ではカンヌとかシンガポール、香港、主立ったところで日にちを変えて1年間通年で、ポイントポイントで国際見本市というのは開催されています。バイヤーも、買う人も売る人も割と継続的に同じような人が来てヒューマンネットワークを作りながらやっているわけですけれども、日本の放送事業者、特にローカルの放送事業者の方など、まだ行ったことがないというようなことが現実としてあります。

そこで、私どもは、こういった見本市に日本ブースを作って、民放連なども協力してローカル放送事業者の関心のある人に行っていただいて、現実にこういったものがあるのだよということも経験しつつ、可能な限りヒューマンネットワークを構築していただいて、海外展開への道筋をつけてもらうというようなこともやっております。実際、ある程度、国の支援ももちろんやっていくわけですけれども、将来的には自走でやっていただく必要もあるわけございまして、そういった意味での支援もやっているということでございます。今後もいろいろ調査とか人材育成とか、そういったものもやっていく必要があるだろうと思っています。そういった取組を進めているところでございます。

以上、ビジネス展開あるいはグローバル展開という話をしてきました。あとテーマとしてあった権利処理あるいは下請取引につきましては、本投資等ワーキング・グループで既にプレゼンさせていただいております。その資料を25、26、27、28とつけております。

説明は省略いたしますが、最後、28ページ、下請取引につきまして、本投資等ワーキング・グループでプレゼン、御説明した際に、これまで私どもはフォローアップ調査ということでアンケート調査を数次にわたってやってきておりますが、そこで、その放送事業者と番組制作者の意識の乖離というようなものが見えてきているということでございまして、議長以下、複数の方がそれはどうなっているのだという御指摘を受けたのですが、ただ、残念ながら、アンケート調査だけではそれよりさらに深いところは分からないということでございまして、御指摘を踏まえまして、中小企業庁、公正取引委員会、関係機関とも連携して、深掘り調査というかヒアリング調査、そういったものを今後、いろいろ計画して取り組んでいこうということを考えておりますことを最後に申し上げて、まずは私からの

冒頭の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○原座長 ありがとうございます。

では、質疑応答に入らせていただきますが、先に私から、議論の前提としての認識を最初に確認させてください。

これまでの私たちのヒアリングの中で相当数の識者の方々からお話を伺ってまいりました。その中で、多くの方が共通しておっしゃったことを幾つか挙げますと、1つ目に、放送の未来の事業環境が厳しいという指摘がございました。例えば多賀谷先生は、現状では放送の社会的影響力は大きいですが、将来にわたってはネットの影響力が拡大をしていく。NetflixやAmazonのようなOTTの登場に伴って、放送事業者は今もそうなりつつあるが、広告収入やコンテンツ作成能力を奪われる可能性があるという指摘がありました。また、夏野先生ですが、現状では最も高品質な映像コンテンツは放送局が制作しているのだが、若年層のテレビデバイス離れや放送側の高齢者志向のために、このままでは日本のテレビ映像コンテンツは出口を失ってしまうという指摘がございました。これが1点目です。

2つ目に、従来の放送のビジネスモデルには限界があるという指摘がございました。これは多賀谷先生、音先生ら、これも多くの方がおっしゃった点ですが、ファーストランビ
ジネスモデルの限界。また、キー局、ローカル局で、再放送を含めて1回流したら終わり。国内に閉じて放送波に依存しがちなビジネスモデル。これがこれからの事業環境では限界を迎えるという指摘がございました。

3点目でございますが、特にローカル局について厳しい指摘がありました。これは民放連さんから話を伺いましたときに、経営上、存続が困難な社はないのだというお話がございました。これは全くおっしゃるとおりだと思います。一方で、これも多賀谷先生でございますけれども、現状でもローカル局の場合に自主制作比率が低く、本当の意味でのローカル局になり得ていない。また、さらに、これからの事業環境の中で存亡の危機を迎えるのではないか。このような指摘もあったわけでございます。

まず最初に確認させていただきたいのは、今、申し上げたような点について、共通認識と考えてよろしいのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 若者のテレビ離れというものがデータとして出ています。そして、その若者がどんどん年をとってきて、日本の国民の一定程度を占めてくれば、それだけ放送を見る人が減っていくということが単純な推計では出ているということでございまして、やはり視聴率が激減してしまえば広告媒体としての価値が下がってしまって、今、原座長が言われましたビジネスモデルという意味での厳しさが出てきますので、そういった将来に向かっての厳しい状況というのは共通認識でございます。それに向かってどうしていくのかというようなことは、放送事業者の皆さんも一定程度考えていると思いますし、私どもは私どもで考えた上で、政府としてできること、今日、冒頭申し上げましたが、技術的な議論とかコストの議論あるいはサービスの実証実験、そういったものやっけてきているということかと思えます。

あと特にローカルの話が出されましたが、多分そこは冒頭の若者のテレビ離れみたいな大きな流れと同様、日本の地域経済がまだ十分、景気回復が均てんしていなくてまだまだ厳しいという状況とイコールなのだと思います。実際、地域の放送事業者のビジネスというのは地域のGDPに連動いたしますので、そういった意味で、民放連が言ったとおり、直ちに潰れそうな民放会社、ローカル事業者があるわけではありませんけれども、この地域経済が十分持ち直さなければ、地域の放送事業者も十分成長していけないということ、その部分は共通認識だと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

将来に向かって事業環境が厳しくなっていくということは共有をいただいたのだと理解いたしました。事業環境が厳しくなっていく中で、放送がこれまでのように社会的機能、民主主義の基盤としての機能を果たしていくことが、どうしてもこれまで以上に困難になっていくのだと思います。ヒアリングの中で、これは末延先生がおっしゃっていた点ですが、経営基盤が厳しくなる中で、スポンサーへの配慮がとても気になったというようなことをおっしゃっていました。また、ローカル局で自治体などが株主に入ることが拡大して、これはインディペンデントな報道ができていいのかどうか危ういという御指摘もございました。

今の点、全く御参考までに1つだけ例を申し上げますと、私は時々テレビに出ますけれども、ある自治体が株主の放送局の番組に出たことがございます。そのときに収録で、その自治体の運営について批判的なコメントをしました。そうしたら、株主との関係でその部分は一切使えないと言われて全てカットされた。そういった事例が実際にございました。

個別の事象を殊さらにここで取り上げるつもりはございませんし、また逆に、金は出すけれども、不都合なことも一切配慮せずに番組を作ってほしいというスポンサーさんが少なからずいらっしゃることも存じ上げております。問題は、事業環境がこれから厳しくなっていく中で、特定のスポンサーや株主への配慮などがより強まらざるを得なくなるのではないか。また、番組制作能力も低下していつてしまうのではないか。結果として社会的機能、民主主義の基盤としての機能が弱まってしまうのではないか。これが末延先生ら何人かの識者の方々がおっしゃっていたポイントなのだと思います。

今のような問題が拡大するとすれば、総務省さんから見て、これは国民の知る権利に奉仕する放送の姿なのか。そうでないとすれば、どう解決しようとされているのか、これを是非お伺いをしたい。

本会議でもお示しをした論点メモの1項目、1つ目のポイントです。ビジネスモデルの展開を挙げておりますが、私たちは民間企業のビジネスに無用に口を挟もうということではないのです。国民共有の財産である電波を活用している放送事業者が、その社会的な機能、民主主義の基盤としての機能などをしっかりと果たしていくためには、それを支えられるビジネスモデルが不可欠なのだと思います。それに向けて政府が何をできるのか。これを総務省さんと是非今日はしっかりと議論させていただきたいと思っております。

ということで、具体的な議論に入りたいのですけれども、もし今までの点で何かコメントいただくこと、それは違うのではないかとということがございましたら、お願いします。

○総務省（奈良審議官） 私どもの立場で個別の番組制作、あるいは今、スポンサー云々という話にコメントすることは難しいということをお願いざるを得ないのと、他方で、厳しくなっていくビジネス環境の中で、基本的には放送事業者の人にみずから自主自律でやっていただくのは大原則ですけれども、その中で政府としてどこまで何ができるのかというようなことは、私どもはこれまでも希求してきましたし、今後も考えていかなければいけない課題だと思っております。

○原座長 ビジネスモデルの問題が民間の事業者さんの単なる経営判断の問題ではなくて、申しあげましたように、放送の社会的な機能をしっかりと果たしていただく上で政府が何ができるのかという議論を是非させていただければということをお願いし、繰り返してはすけれども、改めて申し上げたいと思います。

その上で、最初にも申しあげました3つの点。通信・放送が融合する中でのビジネスモデルの展開、より多様で良質なコンテンツの提供、グローバル展開。3点目に、これらを踏まえた電波の有効活用に向けた制度のあり方。この3つに大きく分けて議論をさせていただきたいと思っております。

まず最初に1つ目、ビジネスモデルに関してであります。私から先に1点、お伺いをさせていただきますと、同時配信については、有識者の方々から、同時配信のニーズは大変高まっている。これは電通総研の奥さんだっただけだと思いますが、早急に進めるべきだという御指摘がございました。今のお話の中でも、同時配信の必要性については共有されて、背中を押す取組をしてこられたというお話をいただいたのだと思っております。

確認させていただきたいのは、同時配信を早急に進めていくということは共通認識だと考えてよろしいのかどうか。そうだとすると、今後、具体的にさらにどう進めていこうとされているのか、もう一回、教えていただければと思います。

○総務省（奈良審議官） 民間放送事業者の同時配信に関しましては、今日、発表したことをさらに進化させよう。最初に話した2点です。技術的なシステム的な実証とサービスの実証、この2つに関して、実際に放送事業者に参加していただく形でのさらなる実証実験、トライアル、それを今年度もやっていこうと思っております。そういった形で背中を押していきたいと思っております。NHKに関しては、この後の議論かもしれませんが、若干制度的なポイントがありますので、そこは留保されますけれども、そういう状況です。

○八代委員 ありがとうございます。

2つ、海外の輸出とローカル局について貴重な情報をいただきまして、ありがとうございました。海外に北海道と高知が売っているということですが、基本的にみんな旅行ですね。これは非常に分かりやすいのですが、これだけだと限界があるわけで、もっと他の番組といますか、これしか成功事例がないのかということですが。

もう一つは、先ほど補助金ということなのですが、補助金に依存した輸出では、もうサ

ステータブルではないわけですし、何でもわかるビジネスを自治体、こういうローカル放送局がやらないのか。だから、その原因をきちっと突き詰めて、それを妨げている要因を総務省として考えていただかないとなかなか持続的な輸出の拡大というのに結びつかないのではないかと思います。補助金以外の対策というのはどう考えておられるのか、これが第1点。

ローカル放送がなかなかうまくいかないのは地域の経済が悪いからだという御説明なのですが、低成長時代で地域の経済が活性化するのはなかなか難しいわけです。むしろ、地元の人ではない人になぜ発信しないのか。例えば沖縄のニュースというのは、東京の人はなかなか全国放送にならない限り見られないわけですし、また、沖縄の人も北海道のニュースというのは見られないわけです。ローカルの局というのは、NHKも含めてかなりいい番組を作っている場合があるわけですが、めったに全国展開にならない。だから、全国で放送されないものをネットで配信するということが可能になれば随分多様性ができてくるのではないかと。

今、同時配信という話ですが、これは全国放送になるようなものを同時配信しているというイメージなのですが、全国にならない、いわばかなり角の立ったような番組もネットを通じてなら、国内、海外、いろいろな人が見てくれるのではないかとこの点について、いかがでしょうか。

○総務省（奈良審議官） お答えいたします。

事例としては旅番組が多いのは確かでございますが、加えて、最近できたのは、向こうで人気のお笑いだたばた番組の中で、今までになかったのですけれども、あえて日本人を出させて、その日本人を中心にしながら、物産もそうですし、観光地もそうですし、新幹線もそうですが、そういったいろいろなものを紹介するといった番組も出始めております。

補助金云々というのは御指摘のとおりでございますが、やはり自走していただかなければいけないということは確かです。今までは実際にアジアが主に売れる先ですけれども、アジアは単価が安い。売り上げとして非常に苦勞してローカライズして交渉して、いろいろな手間暇かけて、最後売れたときのお金は余り高くないのです。だから、下手をすると赤字になってしまうかもしれない。そういった中で、これまで放送事業者は海外展開もかなりヘジテートしていたのが実態としてあります。これに対して、第2次安倍政権になってからなのですけれども、韓国を見習えではないのですが、ここは放送の売り上げではなくてインバウンドとか日本の商品とか、もっと定性的に言えば日本のよさが分かってもらえる、そういった様々なことを考えて国として支援すべきだということで、ここ5～6年、国も国費を出して支援してきたということでございます。

一定の成果が出つつありますが、ただ、そうはいつまでも補助金を出していくわけにいかないの御指摘のとおりでございます。徐々に補助金の出し方も工夫しながら、あと補助金以外に何をやっているか。深掘り調査です。私どもの経験値として、いろいろなアジアの国々のそれぞれの非常に深いところでの実態も大分分かってきていますので、

それをさらに深く調査したものを放送事業者に提供して、ミャンマーとかインドネシアはこういう国情で、放送に関してこういう文化、習慣があるから、こういう番組を作ると刺さるよみたいな情報、それを深く深く調査して、それをどんどん提供していく。

あるいは今日の発表で見本市の話をしましたけれども、実際にああいうところに行ってもらって経験してもらってヒューマンネットワークを作ってもらってというのがすごく大事なのですが、特にローカルの人などに支援して行ってもらうような形を作っています。そういったものを繰り返していくことによってヒューマンネットワークができれば、後は自らのコネクションで行っていただく。そういったことに持っていこうとして努力しているところでございます。

ローカル放送の話でございます。ここも今日のサービスの実証実験で申し上げましたが、あえてサービス、ネット配信の実証実験にはローカル放送事業者の人に是非参加してくれということで声をかけてやってもらいました。やはり御指摘のとおりです。地元で放送では流れているけれども、他の地域では流れないいいコンテンツをどんどんネットで配信していくことによって、彼らもうまくいけば新たな収入にもつながるかもしれないということございまして、そこは実証実験という形で見える化したいなと思っています。あとはいかにコストを下げるかです。当然、コストはかかってきますから、そういったことでいろいろなことの知恵を出していきたいということで支援していきたいと思っています。

以上です。

○森下委員 それに絡んで19ページのところの御質問からしたいのですが、日本と韓国の放送コンテンツのところですか。追いついてきたということをおっしゃっていますけれども、追いついているわけではなくて、ある意味、かつて勝っていた時代もあるわけですから、そういう意味ではなぜこうなったか、もっと真剣に考える必要があるのだらうと思うのですが、質問の1点は、日本の方で増えているのは商品化権、ビデオ・DVD権の方が増えている、番組放送権の輸出額は余り変わっていないのです。韓国の方は番組放送権の輸出額の方が結構増えてきている。構造的には結構違うと思うのですが、なぜそういうようになっているのかということと、逆に、ここにもっと日本のコンテンツ輸出を増やせる要素があるのではないかという気もするのですが、ここはどういうように分析されているのですか。

○総務省（豊嶋課長） 総務省でございます。

十分、分析ができていないわけではございませんけれども、例えば実は韓国の輸出の最大の主力の分野は、むしろドラマでございます。もう言うまでもなく韓流ドラマです。これはもともと番組の作りも違うのですが、1つのドラマの本数が日本は大体十数話で終わるのですが、韓流ドラマを見ていただくと分かると思いますが、本数は非常に多うございまして、結局、結果的には何本売ったかというところに依存するところが大きいと考えられます。日本の場合は、本数自体がまだまだ伸びる余地があるのではないかと、逆に言うと、もともと少ないのではないかと。ただし、同時に売るときに、いわゆるオールライツ

で売る、付加価値をつける形で、先ほどのインターネット配信権とか商品化権で上増ししているという構造なので、若干単価の問題がありますけれども、物量というところではまだまだ上げていかなければいけない部分が大いかなと考えているところでございます。

○森下委員 結局のところ、それはコンテンツの中身の問題につながってくると思うのです。映画などはかなり、日本のコンテンツというのは非常に評価されていて、特にアニメ系は非常に海外でも輸出が今、増えてきている。一方、テレビの方はそこからいくと取り残されているという状況だと思うのです。なぜそうなっているかという、基本的にはソフトとハードの分離がテレビはできていなくて、良質なソフトができていない。特に、これだけ局があるにも関わらず、自主的なものを作っているのは非常に少ないですし、作ったとしても流されない。国内向けだけで作っているような状況があるというのが一番大きな理由ではないかと思うので、基本的にこれは先ほどのお話ではないですけれども、補助金をつけてやってうまくいった人のコミュニケーションができれば伸びるというのは、夢物語しかないだろう。コミュニケーションができて伸びるのであればもっと簡単な話だと思うのです。

やはりソフトそのものが海外に売れるようなものを作るような独立系のしっかりしたものの、プロダクションなどができてこないと改善しないのだろう。そう考えると、基本的には現在のソフトとハードが一体化しているというところに一番大きな問題があるのではないかと思うのですけれども、何らかの形でもっとこのソフトのところの品質をよくする。Netflixみたいなものができて、どんどんそこを改善しているのが海外で、日本の場合はそこが全然変わっていない。これに対して総務省さんとして思いとか方向性みたいなものはないのですか。単純にこのまま人が結びついて会うようになったからうまくいきました、いくでしょう。それは無責任ではないかという気がするのですけれども、いかがですか。

○総務省（奈良審議官） 前もちらっと申し上げたかもしれませんが、おっしゃるとおりで、売れるものというのはその国の国情にあったものでないと売れないのです。日本で売れるから売れるというわけではない。そういったことはだんだん経験として分かってきていて、それはおっしゃるとおり、ヒューマンネットワークでやるわけではなくて、ヒューマンネットワークを生かして、そういったものを組み上げた上で制作したものを売っていくということでございます。これはハードとソフトを分離ということではなく、結局、正に放送事業者としての制作能力、もともとの能力の高さと相手の国に合わせられる力という2つが要るのだと思うのです。

これまでは日本では高い制作能力を持っていましたけれども、十分売れるものは作れていなかった。そこはいろいろな情報がなかった、ヒューマンネットワークがなかった、いろいろな課題がありました。それはだんだんに解決していく中で、実際に今、特に私どもが支援する中で強調している、力を入れようとしているのは共同制作です。単に日本で作ってぽんと持っていくのではなくて、むしろ現地のいろいろな放送事業者などとコラボレーションして、これなら売れるよねという形にして作って放送して、確かに実際視聴率が

よくなるのか、そういったものが今、徐々に出てきていますので、ここを是非押していきたいと思っています。

○大田議長 ありがとうございます。

私どもは、放送用の帯域をどうするかについて、放送の未来像を見据えて議論するというからスタートしていますので、今日は放送の未来像についていろいろ伺いたいと思います。個別放送事業者の判断だという言葉が先ほどから何回か出てきているのですけれども、ヒアリングの中で慶應大学の中村先生が、「個別の放送局で難しい大きなビジネスデザインが求められているのではないか。放送業界やメディア構造が大きく変わるだろう2020年に向けてメディアのビジョンを描く、その上で大胆な政策をデザインするといったことがいいのではないか」と言っておられます。これは先ほど来、原座長も言っておられることですが、そういう観点で、総務省さんに伺います。

3点あるのですが、放送の未来像として、これから放送事業者がネットと向き合っ、いかに利益を上げていくのかという、正に大きな課題についてどうお考えか。

2点目に、共通プラットフォームということが毎回のようヒアリングで出てきているのですが、これについてどうお考えか。

3点目に、民放連としてはまだ同時配信をやるという判断はしていないということでしたが、仮にこれから出ていくときに、民放も同時配信をやりやすいような環境整備として、先ほど審議官からは技術的な実証やサービスの実証をやっておられるということでしたし、著作権の処理についても研究会を開いておられるということでしたが、ほかに環境としてネックになっていることはないのか。もしあればお教えいただければと思います。

○総務省（奈良審議官） やはり放送の将来、未来を語るときに、おっしゃるとおり、ネットとの向き合いというのはすごく大事になってきているのだと思います。古くて新しい課題です。ネット環境は大分整ってきましたので、では、どう向き合うかというところで、今、現状としては皆さん、若干逡巡しておられる部分があります。そこは大きいのはコストと、今日のほかの質問にも重なるでしょうが、収入です。そのネットと向き合うことでどれだけ収入が得られるか。放送事業者だけではなくインターネットでもうけるのはかなり難しく、いろいろな事業者がトライして、うまくいったり、いかなかったりという中で、放送事業者としてどこまでできるかということだと思います。そこは、今、この瞬間に答えが出ていないのですけれども、私どもとしては、同じ追求すべき道筋だと思っていますので、総務省としてやれることは一つ一つやっていきますし、民間放送事業者としてやれることは是非やってほしいということは言ってきました。

その中で、プラットフォームというお題でございますが、利用者、ユーザー目線でいろいろ使いやすいサービスになっているということが大事で、そうしないと多分、逆にビジネスになっていかないのだろうと思います。そういったことを実現するという事は良いだろうということは考えていますが、ただ、そのために私どもが事業者に対してこういうサービスの仕方、プラットフォームという意味でもしなさいと言うのもなかなか難しいと

ころはございまして、そこは現時点でどういようにやっていくという、特に政府、総務省として何かソリューションがあるわけではなくて、ただ、ユーザー目線というようなことはしっかり放送事業者もそう思っているとは思いますが、特に、それ以上に私どもはユーザー目線というのを大事にした話をしていかななくてはいけないのだろうなと思っています。

同時配信に向かって、技術、コスト、サービス。プラスアルファのことをすみません、現時点では思いついていないのでやっていないのですけれども、いろいろなアイデアがあれば、そこは取り入れてやっていきたいと思っています。

○原座長 今の続きでお伺いをします。

共通プラットフォームに関してユーザー目線でやるべき、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、総務省としてソリューションがないということに関しては、再三、繰り返しになりますけれども、私たちは、国民の共有の財産である電波を利用している放送が社会的な機能を果たしていく上で政府として何ができるのかという議論をしていると思っておりますので、是非その観点で引き続き議論したいと思っています。

その上で、今の共通プラットフォームに関してですが、多くの識者の方々、議長も言われたように共通しておっしゃっていたことは、通信と放送の枠を超えて新しい環境に対応した配信基盤を構築する。この必要性については、何らかの形でそういった基盤なりプラットフォームが必要なだろうということを多くの方がおっしゃったのだと理解しています。総務省さんもその必要性は共有をいただいている、だからこそ、今日、御説明をいただいた中でも、ブロードバンドを活用した放送サービスの高度化に関する実証事業は、そうした視点でなされているのかと伺っておりました。

ヒアリングの中でさらに何人かの方々がおっしゃっていたことで申し上げますと、ハード部門について公共インフラのように共通プラットフォーム化を進めるべきではないかとか、また、これは多賀谷先生ですが、今は縦系列が多いが、縦系列と横系列を併存するようにすべきではないか。その中で望ましいプラットフォームを検討すべきだといった御指摘もいただいていたわけでございます。

今、申し上げた多賀谷先生が言われているような縦系列と横系列が併存するという姿は、私の認識では2010年の放送法改正に至る議論のときから総務省さんも共有して議論をされてきたのだと思っておりますが、それは共通認識でよろしいのかどうか。また、そうだとすると、そのために何をこれまでしてこられて、これから何をしていられるのかを改めて教えていただければと思います。

○総務省（奈良審議官） 放送事業という意味での連携の議論だとすると、そのキーワードはマスメディア集中排除原則ということだと思います。縦系列、横系列で、その制度の枠組みの中でこれまで一定程度の連携というのは行われてきていると思っています。さらに、今やっている以上の連携を縦ないし横でやろうとしたときに、現状のマスメディア集中排除原則あるいは認定放送持株会社制度、そういったものの制約を超えて連携をした

いという話になれば、そこはその話、要望を十分伺って、制度としての問題がなければ検討していくということになるのだろうと思っています。

○原座長 そのお話は前も伺ったのですが、そうではなくて、縦系列と横系列が併存するような環境にするために総務省さんがどうされてきたのか、また、これからどうしていくのかを伺いたいです。

○総務省(奈良審議官) 現状でも現状の制度の中で併存しているのだと思っていますし、それを縦なり横なり、現状の制度を超えて連携したいという話が出てくれば、それは話を伺って検討していくことになりましてということ。すみません、答えになっていますでしょうか。

○原座長 余りなっていないくて、そうしたら、2010年の放送法改正の話に戻れば、ソフトとハードの分離ができる制度を作られましたが、その後、少なくとも地上波の放送に関しては分離をすとか、当時描かれていたように例えばハードの部門など一定の部門について共通化を進めるといった取組がまだまだ進んでいないということなのだと思います。だからこそ、多賀谷先生も、今、まだ縦系列が多い。横系列は少ないと指摘されているのだと思っています。縦系列、横系列の併存がこれまでに十分なされていると御認識なのか、まだ不十分であって、これからさらに進めていくべきだとお考えなのか。それは民間企業の御判断ですということではなくて、総務省さんの御見解をお伺いしたい。

○総務省(奈良審議官) まず制度の作りとしては、ここでも何度か申し上げましたけれども、放送法は選択制になっていて、一致か分離かは選択することになっていて、選択した結果として現状がまずあります。その上で、今後、各社がさらにどうしていくのかということはそれぞれが考えてやっていくことになるのでしょう。その中で、ハード、ソフトの一致、分離はともかく、今のとおりです。

あと連携という話に関して言うと、現状において十分かどうかというところは、マスメディア集中排除原則で許容されている限界に達するまで集中しているというか、資本関係をあれしているところがないというのは事実です。そういった意味で、まだ制度的余裕がある中で事業者さんが現時点においては一定の選択をしているのだと思っています。ただ、今後、将来に向かって、いろいろ事業環境は変化いたしますから、その現状の制度を超えて連携をしたいという声は出てくる可能性はあるわけで、そのときには、その話を伺って検討していく、対応していくということになるのだろうと認識しています。

○原座長 声が出てきたら対応するのではなくて、総務省さんがどういう方向を目指して、そのために何をするのかを伺いたいたのですが、もうこれ以上伺っても同じお答えしかなさそうなので、どうでしょうか。

林先生、どうぞ。

○林委員 ほかの質問です。

○原座長 少し待ってください。もし、今の関連で何かございましたら。では、関連で続けてよろしいですか。

今話を別の視点でお伺いをしたいと思います。1つは、これもヒアリングの中で出てきた議論として、新規参入が必要ではないかという議論がございました。これは共有されるのかどうか。もし必要だとして、どういった方策をとられるのかを教えてください。

2点目に、これは密接に関わる話だと思っておりますけれども、放送大学に関して、今年の10月末までで免許の有効期間が切れると思っております。地上波の放送についてはBSへの完全移行が決定されたと認識をしておりますけれども、この帯域の跡地について、どういった活用方法を考えていらっしゃるのか。参入されると見込まれる者として、どういった方々を想定されているのか。

とりあえず、この2点を教えていただければでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 新規参入論という意味では、もともと放送用周波数の有効利用というのが総務省に与えられた宿題でございました。私どもはそれを踏まえて検討会の下で分科会も開催しておりますが、さらに衛星分野に特化したワーキンググループを設けまして、そこで衛星放送、とりわけBSないし東経110度CS、いわゆる衛星基幹放送、この分野について取扱いを検討してきております。この分野は年間数億円のインフラコストで日本全国にアクセスできるということございまして、新規参入の余地が見込まれるのではないかなというようにことから検討してきております。

先に制度的な話を申し上げますと、現行の放送法におきましては、5年ごとの認定の更新というものが出てくるのですが、使用する帯域の有効活用についてチェックするという仕組みになっておりません。放送法は書かれていないことは総務省がやってはいけないという制度でございまして、結果的にそこはチェックできないという制度になっております。

この点、今、申し上げました検討会、分科会でいろいろ議論してきまして、もう少しまとめるころに来つつあるのですけれども、もともと規制改革推進会議に与えられた宿題の周波数の有効利用、これは追求していくべきではないか、その仕組みを検討すべきだというような方向性になってございますし、そうやって有効利用をしていったときに、すき間ができたときに、そこはできるだけ新規参入を優先すべきではないか。一応そういう方向で、今、議論が進んでございまして、是非その方向でまとめたいと思っておりますし、これは議論でございまして、あと並行して、現在BSでやっている事業者、放送をやっている事業者が一部、帯域を返上しようという動きが出てきてございまして、いろいろなビジネス的な選択のようございまして、そういった空きが出てきたときには、今、私が申し上げた議論している方向性も踏まえながら、その空いたところをどうするかということを対処していこうということで考えてございます。

あと放送大学につきましては、実は何も決まっていらないのですが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックがございまして、このときは国内外、特に外国から様々なメディアの人が大量に押しかけて、皆さん、無線を使います。あと大会運営にも無線を使います。

物すごいことになりそうでございます、当省の電波担当者は今、頭を抱えているという状態で、どうしようかということをお必死に考えています。そういったときに、この放送大学の跡地がどう使えるかというのはあるのですけれども、少しでも余裕を持っておかないと東京オリパラの周波数上の運営ができないということになりかねないという状況でございますので、2020年までは余裕という意味では持つておく必要があるのかなという感じがしています。ただ、それが終わってしまえば、もうその必要はなくなりますので、それをどう使おうかということになりますが、それについては、これからの検討になってございます。

○原座長 今の点ですけれども、放送大学の跡地、オリパラ以降ということになると思いますが、先ほど来、議論になっているようなプラットフォームの場として活用することは考えられますか。

もう一つ、先ほどお伺いをし損ないましたが、NOTTVの跡地、V-Highの帯域についてもパブコメの実施がなされていたと思いますが、この活用がどうなっているのかどうか。これも同様にプラットフォームの場として使うことができるのかどうか、あわせて教えていただければと思います。

○総務省（奈良審議官） 放送大学の跡地利用につきましては何も方針が決まっていないということでございます、どういように使うのかということ。技術基準面もそうですし、周波数の割当方針、そういったことから検討する必要がございます、現時点では決まっております。

すみません、あとV-Highの跡地は御報告すべきなのが遅れております。去年、当会議からも一般的に広く募集すべきだという御指摘を踏まえて募集しまして、現在までのところ8件の提案が上がってきております。これは参入要望ではなくて意見の提案でございます。事務局ヒアリングを行いましたところ、まだいろいろ考えている途中みたいな話も多うございます。今後、この8件を中心に、どうできるかというようなことも考えていきますし、最終的にどういう事業化をするか。放送大学の跡地同様、こういった提案を踏まえながら方針を決めていくということでございます、現時点では決まっていないということでございます。

○大田議長 新規参入を促していくというお話が先ほどありましたけれども、新規参入のときにハードとソフトが一体ではない事業者も対象にするということによろしいのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 制度上、ハード、ソフトはどちらも選択できるようになっていますので、その上で、空き帯域においてどのようにするのか。衛星に関しては、多分、今もハード、ソフト分離になっていますし、ハード事業者は変わらなくて、今、空いてきそうところというのはソフト事業者が帯域を少し狭めましょうという話をしているので、ハード事業者はそのままですから、そこはソフト事業者の話になっていきます。地上に関してはまだこれからの検討になります。

○原座長 ありがとうございます。

先ほどからの議論の続きで言うと、新たなプラットフォームのニーズはある。これは多くの方が共通しておっしゃっていて、ちょうど空く帯域もあるということでございますので、いろいろなことが決まっていないうことで、なかなかお答えをいただけませんでした。是非そういったプラットフォームへの活用を御検討いただきたいと思っております。

○飯田委員 今、原座長がプラットフォームに空き帯域というお話もございましたが、現時点でこれから空いていく周波数帯に、いわゆるそういった放送関連事業以外ですとどういった可能性。例えば先ほどオリパラという話がございましたが、どういった利活用の仕方が、別に希望とか、そうする予定という意味ではなくて、可能性として高いのか、少しお聞かせ願えればと思います。

○総務省（奈良審議官） そこはV-Highの跡地、VHF帯ですね。いわゆる関東地方で言えば今まで従来アナログでやっていた帯域ですけれども、そこは今、空きました。そこで新規提案を募集してきた中で、放送の希望も出ているのですけれども、通信系の提案も出てきています。そこは何かといいますと、その帯域の近くで現在、防災とか災害対策のための公共的な利用ということで、通信でそういった公共性の高いサービス、中身を取り扱うという仕組みがございまして、主に自治体を中心に実際に動いて運用されているのですけれども、それに近い周波数帯なものですから、ある意味、今ある機器、端末、送信機も含めて若干チューニングすれば、さらにそれにも使えるということでございまして、例えばあいた周波数帯で、今、その近くでやっている対災害、対防災用の通信システムをそこでも使うことで、より広くできるようになるのではないかとというような提案も出ていますので、そういった意味での使い方はあるかもしれません。

ただ、一般的には放送用で使っている周波数というのは、物すごくよく飛ぶので、逆に飛び過ぎてしまうので、携帯電話よりは放送みたいな一斉同報的なものに非常に向いている周波数帯でございます。

○原座長 あと今の続きでもう一点だけすみません。プラットフォームへの活用に関してお伺いをしましたが、NHKの設備に関して、これまでのヒアリングの中でもNHKの帯域や設備を何らかの形でそういったプラットフォームに活用できないかという御議論もいただいておりますが、NHKの設備の開放ないし活用に関して、どうお考えになるかを教えていただけるとでしょうか。

○総務省（奈良審議官） まず現時点において設備と言えるかどうか、鉄塔です。これは地デジ化をするときにNHKに限らずNHKを含めて複数の放送事業者でできるだけ共用化しましょうという声もございまして、私どもはそれをお願いした形として、結果として地デジ化をするときに相当程度、全国の鉄塔は共用化が進んでいて、NHKと民放が相乗りしている鉄塔も少なからずございます。経済合理性という意味で、地域でそういった形で共用というのはある程度行われていると思います。結局、経済合理性、効率化という観点から、必

要に応じて話し合っている部分はございます。

○原座長 鉄塔の共用化のお話でしたが、さらなる共用化、活用開放の可能性があれば、それは公共メディアとしてのNHKの役割として、しっかりと対応していくということでもよろしいでしょうか。

○総務省（奈良審議官） まず一義的には、NHKとある機能を連携、共用、共通化しようとする放送事業者の話し合いというのはございますし、あと放送法上、NHKが設備を放送に使うのですけれども、目的外使用という場合には一定の制約がかかるのですが、その範囲内で、関係者間で合意すればできるということです。

○原座長 今、制約についてのお話があったので教えていただければと思います。制約はどのようなときに制約があるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） NHKの業務の規定の中で、目的外使用となる場合には大臣認可が必要になってまいります。その実態が目的外使用と言えるのか、ある意味、NHKの本来の放送が行われるための設備なり何なりである可能性が高いので、そこは実態を見てみないと分からないのですけれども、制度的には目的外使用の場合には大臣の認可が必要になります。

○原座長 では、お待たせしてすみません。林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

まず関連のところから質問いたします。空き帯域の活用について、今、放送大学だといろいろ出ましたが、オリンピック後という2020年秋、あと2年ぐらい。2年後に空き帯域を有効利用するための、それまでの工程表はどのように進められるのかをまずお教えいただきたいと思います。

○総務省（奈良審議官） すみません、工程表はまだできておりません。それも含めてこれからの検討という状況でございます。

○林委員 先ほどのBS帯域の有効活用については、参入希望調査をされたのでしょうか。希望者はあったのですか。提案はあった。

○総務省（奈良審議官） それは地上のVHF帯のHighの今、空いているところについて提案募集を行いました。口頭で申し訳ありませんが、8件、提案が出てきています。ただ、それは意見、アイデアとして出てきていて、事業としてやりたいというところまでは熟度がないという状況が分かってきてまして、そこをできるだけ熱意あるところには、是非頑張っしてほしいなという感じで、これからさらにヒアリングを深めようとしているところでございます。

○林委員 ということでありますと、今度、放送大学の帯域の跡地についても新たに進めるときには、やはり公に意見募集したりするプロセスがあって、方針を立てるということからすると、そんなに残されている時間は、長くないような気がします。現時点では工程表がないということですが、早々に何か立ち上げて検討される御予定はないのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） すみません、現時点でスケジュールが見えておりません。ただ、

おっしゃるとおり、いろいろ跡地をどう使うかという方針を決めたり、その方針、決める過程でもいろいろな意見を求めたりというような一定の手続を進めていく必要があることは御指摘のとおりです。

○林委員 みな注目している課題だと思いますので、是非速やかにお進めいただきたいと思います。

本日、御説明いただいた資料から幾つか質問させていただきたいと思います。

まず冒頭、原座長からも、同時配信を進める上でどういう施策を総務省としてお考えかという質問があり、それに対して、技術やコスト面での実証実験を進めておられるということで、3ページ、4ページのところで御紹介いただきました。この御紹介いただいた実証実験については既にこのようなコスト計算、試算がされているということでありまして、4ページを拝見すると、今後、さらに実証事業により、上記課題への対応策を検討する、30年度当初予算の一部を利用してお進めになる、ということのようですが、今後進められる実証実験の目的といいますか、課題は何なののでしょうか。実証実験によって、どんな課題が解決したら、いよいよ同時配信についての実務が始まるのか。実証実験の計画を教えてくださいませんか。

○総務省（奈良審議官） 3ページ目、4ページ目の一昨年から昨年にかけての検討は、関係しているプラットフォーム事業者からのヒアリング等を基に試算してございまして、実際に何らかの実証実験をやったわけではなくて、あらあら計算すると、考えてみると、このような感じだよねというのを見える化しました。それを実際にやってみてどうなるかというのを、正に今から実証しようとしていまして、現在、手元にある予算を有効活用してやろうということでございます。やるときには、単に総務省だけでやっては意味がないので、放送事業者の方に実際に参加していただいて実証実験をやるべく、今、関係者間で話し合いをしているという状況です。

○林委員 そうすると、共用するとこれだけコストを節約できますということを示すのがこの実証実験の目的なのですか。

○総務省（豊嶋課長） すみません、もう少し補足をします。

ここに記載している数字は、実際、実証したものではなくて、単純な例えば1,000万人で頭割りしたらこの値段ということなのですけれども、当然のことながら、実際サービスをしてくると、どのくらいのトラフィックが出てくるのか。その分量が大きければ大きいほど、割り勘効果が高くなるわけですけれども、当然のことながら、他で例えばスポーツイベントとかいろいろな事象に応じて、どのくらいの実際コストがかかって、その頭割りをするとどういう効果があるのかというところは、全く実は分からなかったのです。そうすると、あらかじめどのくらいトラフィックが増えるのだろうかということの実データを基にして、いわゆるコストの削減効果というのを実際にサービスするレベルまで落とし込まないと、これは単純に10で割ったから安いですよと言われても、そうですかという話にならないので、そこの部分を検証していくというのが1点。

もう一つは、配信基盤を共通化する。これは課題の左側になるのですが、当然、映像を流すというときには放送局のイメージで分かりますとおり、例えば字幕をつけるだとか、緊急報道とか、放送の場合ではいろいろなパターンで流しているのですが、それに見合った機能というのは、今、実際問題、余りない状態なので、これを共通化すると先ほど言った割り勘効果は出るのですが、では、そういうものを実際に作ってみて流してみ、先ほどのユーザーから見てそれが受け入れられるものかどうかというのを検証していくところは大い課題として考えているところです。

○林委員 ありがとうございます。

これは6か月ぐらいやってみるといことなんでしょうか。いつ結論が出るのでしょうか。

○総務省（豊嶋課長） これは放送事業者に参加していただくことと実際の番組を流していただくということが必要なものですから、事業を公募して、そこに応じていただく。ただ、どうしても肝になるのが、余り長期になってしまうと、参加していただく放送事業者が減ってしまうと、むしろ共通の意味がないものですから、これはまだ実は内部で検討している最中ですが、余り一度に大量にやるというのが難しければ、なるべく複数、参加をしていただくということに主眼を置いていただいて、それを何回か重ねていくということを考えていきたいと思ひます。特にトラフィックが増えるだろうというのは何となく一般的に想像がつくと思うのですが、例えばスポーツイベントだとか、一般的にテレビの視聴率を考えた場合に集中しやすいところはあると思ひますので、何度か回数を積み上げていって、視聴率と実際のインターネットのトラフィックとの関係性がどのくらい出てくるだろうかというのを積み上げていきたい。多分、一度で全部が分かるというものではないと思ひますので、年度中に数回、重ねていくということの内々に考えているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。

審議官から冒頭、お話があったように、過去の失敗から、事業者が余り熱心でないところにどう背中を押していくかということいろいろ総務省でも御検討されていることなのですが、やはりスピード感を持って行うべき事案でもあると思ひますので、実証する場合には、その目的とスケジュール感というのを最初に明らかにした上でしていただくべきではないかと考えています。

もう一点、これは意見なのですが、スライドの19のところには日本と韓国の放送コンテンツの海外輸出額の推移のグラフがござひます。海外進出のKPIを額で設けるとこういった図表が出てくると思うのですが、御案内のように韓国は無償ないし非常に廉価で番組を提供してCMで韓国製品の宣伝を行うという、トータルで国際競争力面の効果を得ていると言われている。KPIとしては金額だけでなく、日本コンテンツの海外での放送時間がどれだけ増えているかというようなところも指標にしていただくべきではないかなと考えております。

最後ですが、これまでのヒアリングのときに民放連の方から、放送コンテンツの海外展開において、海賊版やネット上の違法コンテンツが横行している中で、具体的な解決策が見出せないというようなお悩みの御意見もいただいています。知財戦略本部では、この間、サイトブロッキングについての意見も出したところですが、総務省については、こういった放送コンテンツについての、海外での違法コンテンツの横行に対して、現時点でどのようなことを取り組んでおられるかとか、今後検討されることがあれば教えていただきたいと思います。

○総務省（豊嶋課長） 順番を変えて、最後の海賊版という違法の対策なのですが、この分野につきましては、放送に特化したというよりも、いわゆる漫画あるいは放送ではない映像も含めたトータルの対策という認識をしまして、そういう意味では、実はこの点、経済産業省さんと一体化している状態でございます。

現実には、もう林先生も釈迦に説法みたいな話で申し訳ないのですが、先日のブロッキングの話もあったように、特に海賊版サイトの場合、発信源が海外のケースもございますので、実際問題は海外の発信源が突きとめられるケース、あるいはそうと思われるところへの現地の海外の当局に動いていただくということがどうしても必要になってきます。この点、CODAという組織がございまして、これは先ほど言ったように、いわゆる放送だとか分けることなく、実はコンテンツを全て取り扱っていただきますので、特に漫画、アニメ系あるいはほかの映像系、放送も全部含めて違法情報をそこに全部集約をさせていただいて、実際に現地ですべていただく。例えば中国当局だとかブラジルだとか幾つか国がございすけれども、そこに対して実際に削除していただく、あるいは現地の当局に動いていただくというようなことを直接働きかけているところでございます。

あわせて昨今の動きで申し上げますと、いろいろな対策が必要だという話の中に広告、いわゆる収入源対策が必要ではないかという話も実は政府部内でございまして、これも総務省単独ではなくて、経済産業省プラス文化庁等々も含めましてですが、簡単に言うと広告出稿、表現が大ざっぱになります、よからぬサイトに対しての広告の出稿というのは企業ブランドにも影響する話でございますので、先ほどのCODAも活用させていただきながら、具体的に非常に影響のあるサイトの情報提供を広告の関係の業界の方に提供する。それを見て、各広告業界の方で自粛をしていただく。それは先ほど言った企業ブランドを毀損するという考え方で動きが一致するだろうということで、これは今年の2月にCODAあるいは広告の関係のアド協会とか広告業界、それと関係の省庁一丸となって取り組むということで動き出したところでございます、一例を挙げるとそういう取組をしているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。

やれることはいろいろなさっていると思うのですが、広告について申し上げますと、企業ブランドの毀損を気にするようなところは余りそういう違法サイトにそもそも広告を出しておられないとか、そういうところに広告を出している方は、そもそもが違法品

を売っている方だったりします。CODAのそういった取組も必要だと思うのですが、それをやってもなお、止められないので先日はサイトブロッキングの意見も出したわけでごさいます、その辺の事情について国民に理解していただく必要があるのではないかなと考えています。

只今のお答えの中で、総務省として海外当局に働きかけをしていただけるという趣旨と伺いました。カウンターパートの当局に働きかけをしていただけるということは非常に重要だと思っております。

○原座長 その前におっしゃられた点のコメントはよろしいですか。

○林委員 できれば、19ページのことですね。

○総務省（豊嶋課長） 順番が逆になってすみません。KPIの話でございしますが、これは実態的な話を申し上げると、当然のことながら、この集計しているデータというのは実際に取組をされたところからデータを取り寄せてまとめているのですが、放送時間というのは現実にとどのくらい流したかという話になりまして、正直、なかなか収集が難しいものです。

というのは、特に出している先で言うと、何回放送しているか、あるいは、放送でも流すけれども、別途、ネットでも流しますというのは、実際、東南アジアを見ていると結構そのパターンが多くて、そうすると、何回流したか。それもいわゆる見逃し的に流していることもあるので、その時間というのを管理しようとする、それは売った先の放送局さんがどうしたかという話になってしまいますので、どうしても実は捕捉し切れないというのが実情でございまして、売った方は当然売値というので国内で情報を収集できるのですけれども、その先でどのくらい展開されたかということまで把握しようとする、かなり数字がとれないというのが実情でございまして、そういうことも踏まえて、今、輸出額という形でKPIを設定しているというのが実態的な話で申しわけございませんが、そういう状態でございます。

○林委員 まずは、この金額ベースというのがとりやすいということでもよろしいと思うのですが、先ほど申し上げたような趣旨から、サンプル調査であっても良いと思うのですが、調査会社などを使えば調査できる部分だと思いますので、一度、御検討いただければと思います。

○原座長 今の関連で、先ほどの違法コンテンツ、海賊版の対策でございしますが、民放連さんから、これまでの対応だけでは、やはり不十分であるということで先日お話をいただきました。今、いろいろとお取組みになっていることは理解をいたしました。どこの部分が足りないと認識をされていて、これからどう強化されていくのか、もう一回、教えていただけますでしょうか。

○総務省（豊嶋課長） これは冒頭申しましたけれども、放送に閉じた対策でないという理解をしています。私も実はメンバーですけれども、知財本部がずっとメインでやっていて、そういう意味では、オールコンテンツとして違法なのです。正直言って、この間のブロッキングの話は口に出すのはばかられますが、漫画村みたいな話があったりして、い

いわゆるジャンルを問わずコンテンツの違法版というものにどう対応するかということが非常に重要な。放送に閉じるというよりも幅広くということでございます。

その観点で考えますと、実は総務省単独でできるというところは先ほど言ったようなことぐらいなものですけれども、一方で、そのコンテンツに共通している話として、他省庁の話をするのは口幅ったいのですが、違法のサイトのやり方はかなり巧妙になってきているというのがございます。

昨年話題になって、文化庁でも検討していただいているところなのですが、単純に映像を載せてどんどん配信している。いわゆる私が犯人ですとやっているような類いはもう大分減ってきて、例えばリーチサイトと呼ばれているところが出現しています。これは簡単に言うと、いろいろなところが集まっています。ただ、私がアップしたわけではないです。これは究極まで突き詰めていくと、リーチサイトを開設すること自身は何ら違法ではないのですが、当然のことながら集客能力は非常に上がります。第一歩として、リーチサイトそのもの自身にアクセスするとき違法かというのは大前提になってきます。いずれにしても、この話というのは違法ですねという話、違法にどうたどり着くかというところがまずないといけないものですから、これは実は文化庁とも協力しながら、いわゆるリーチサイトの対策というのを去年ぐらいから考え始めています。

これはネットの事業者とも検討しながらやる。つまり、参照したら何でも悪いのかという話になってしまうと、ネット業者の方は違法か合法か分からない。そこは調整をしながら、先ほど言ったリーチサイト対策というのは1つあるだろう。これはどちらかというところ立法に関わるところかと思えます。いわゆる罰則みたいなこともあれば、民事対処的な部分も含めてやる必要があるだろうということやっておりまして、先ほど言ったように違法の出現のパターンというのがかなり一種、巧妙になってきている部分もありますので、それに対応した措置というのはさらに要るのかなと思っています。

別に弱音を吐くわけではないのですけれども、当然のことながら、すり抜ける連中も次々にすき間を縫いますので、若干走りながら、どんどん追加の措置を打っていくという形をとらざるを得ないと思えますので、これは気の抜けない話だなと思っています。これをやったら全部終わりという形ではないのかなと思っています。

あとは、これはあえて申し上げますが、やはり正規版の露出というのが、別に良貨が悪貨を駆逐すると単純には言えない一方で、見ている方からすると、言い方は悪いのですが、それに対する一定の需要、欲求というところもあるわけですから、それに応えるというところ。見たい人は別に違法なものを見たいから大好きという意味ではなくて、そのコンテンツに対する欲求でございますので、そうすると、それを受け入れる、受容していただく部分としての、あえて違法に対して正規版と申し上げますけれども、正規版の供給というのも並行して要るのかなと考えているところでございます。

○原座長 ありがとうございます。

総務省さんだけで閉じてできることに限界があるということも理解をいたしましたので、

関係者も含めて私たちもお話を伺うようにしたいと思います。

それに向けて、もう一回だけ確認をさせていただきたいのは、放送事業者さんが特に海外展開に当たってお困りになっている問題というのはどこなのでしょう。要するに、どこに焦点を当てて私たちはお話を伺い、どこを強化していったらいいのかというのをちゃんと理解して対応したいのです。

○総務省（豊嶋課長） 若干、個人的な意見も混じってしまうので御容赦いただきたいのですが、先ほど補助金云々という話もございましたが、特に海外輸出をするときに最初からいきなり非常にばか売れをするというのはなかなかない状態なものですから、少しずつ立ち上げていって継続をしていくというのが非常に求められているところでございます。そういう意味では、最終的に自走化というところを求めていくわけですが、そうすると、当然のことながら、売方からすると、売り先を確実につかまえておくということが非常に重要です。そのときにどういう値段で買うかというのは、例えば向こうもテレビ局だとすると、向こうのゴールデンタイムで流すものはよく売れるわけですが、逆に買い手の立場から見た場合に、どこのどういうコンテンツかさっぱり分からないのに、いきなりゴールデンタイムに出せないということになりますので、実は継続的な取引関係という構築はかなり重要です。

供給するコンテンツを作り続けるという点が非常に重要なのと、もう一点は、実際に海外に展開をするといったときに、それを支える人材です。これは番組を作るだけではなくて、先ほどコネクション云々という話がありましたが、実際問題はネットで売買するというよりも継続的に人的関係でどんどん売っていくということが多いものですから、人的関係を基礎に売り続けることができます。

つまり、海外の放送局との窓口をやりながら向こうのニーズを吸い上げていくということの人材というのがかなり必要です。それに先立って、当然のことながら、相手国の現状、実情、つまり、相手方の国にマッチしているニーズなどをつかまえるという部分が必要ですので、それに先立つ情報の共有というのが必要だと思います。各局ばらばらでやってしまうと、その局に情報が閉じてしまいますので、その情報の共有と人材の育成とそれを継続的に提供し続ける環境を作っていくということが重要であり、各局、非常に悩ましく思っているところかなと思っているところがございます。

○原座長 ありがとうございます。では、そこはまた引き続き議論させていただきます。

○大田議長 ありがとうございます。

3点、伺います。

ローカル局の話なのですが、先ほど地域の場合は景気回復が遅れているということでした。しかし、最大の課題は人口減少だと思うのです。とすると、これは構造的な問題ですので、ローカル局に関しては、本格的な取組、改革が必要ではないかという印象を持っています。これまでのヒアリングの中で、例えば東京大学の宍戸先生は、「県域免許の放送の区域を緩和するということをもしやりたいところがあれば、またいでやれるようにする

ということも考えられるのではないか」、その際、情報が県によって偏るといけませんから、「放送の地域性をこの県あるいはエリアの情報の発信というのをちゃんとやってねということを例えば免許の条件にするとか、そういった仕組み方があるのではないか」、ということをおっしゃっておられますし、慶應大学の夏野先生は、「放送対象地域が重複しない場合の隣接県というのは、資本規制の例外となっているのですけれども、これは隣接県だけでなくいいのではないか」ということをおっしゃっています。

こういう個々の御提案に対してどうお考えかということをお聞きするつもりではなくて、ローカル局に関して、こういう本格的な検討をなさるおつもりがあるのかどうか、これが1点です。

2番目に、NHKのアーカイブに関して、これは受信料で作られていますので、一定期間後は無料開放していいのではないかという意見が出ましたが、これについてどうお考えか。

3番目に、放送事業の未来像を考えると、環境的には非常に厳しい面があるわけですが、先ほど来、ネットへの進出について放送事業者は逡巡しているといったお話がありました。一般企業の場合は、ROEの低さに対して、1つの策としてコーポレートガバナンスを強化するということがなされました。放送事業と一般企業とは性格が違いますので等しく議論するつもりは全くないのですが、将来への企業価値の向上、持続的収益力という点からのガバナンスは、公共性が高いからこそ一段と必要であるということも言えると思います。この観点で、放送事業者のガバナンスについて、何かお考えがあればお聞かせください。

○総務省（奈良審議官） 地方創生というのも重要な課題です。特に地方で人口減少していくという中で、政府全体としての課題の一つだと思っています。そういった中で、ローカル放送局が今後どうなっていくのかというのは重要な課題だと思っています。ただ、現時点において、例えばローカル放送局の未来像を見せる検討会を開催する等の予定が立っているわけではございませんが、これまでずっと議論した中での問題意識というものを共有させていただきながら、将来どうなっていくのかというのを考えていくことこそ、責務だと思っています。

NHKのアーカイブに関しては、そういった御意見が出されました。そのときもお答えいたしましたような気がいたしますが、確かに番組としては受信料を使って放送するところまでは、ある意味、回収が終わっているわけです。アーカイブに入りました、それを見せるとなると、放送番組を作ったり、放送をするというコストは発生しませんが、釈迦に説法ですが、著作権処理というコストが発生いたします。無料で開放するということは、この著作権料をNHKが負担する。

つまり、それを改めて受信料で負担するということになりますので、結局、アーカイブを無料開放するために受信料をどこまで使っていいのか悪いのかという受信料制度のあり方に関わっていく議論でございまして、現時点においては、ある程度やる。要はネット配信というくくりの中で、ネット配信するためには著作権処理がかかりますので、そういった意味でNHKとしては一定規模でやっていますし、あとオンデマンドではかかった費用を料

金として負担していただいているという構図になっています。これは現状の仕組みになっていまして、そこには、そういった制度的な背景があってそうなっているわけございまして、それをさらに超えてやっていくということになりますと、いろいろな議論、検討が必要になってくるのだらうと思います。

あとコーポレートガバナンスにつきましては、放送事業者の高い公共性というところは当然共有いたします。その上で、事業体としての管理、ガバナンスがどうこうということをやを云々し始めますと、考え方かもしれませんが、私どもとしては、どうしても放送法の基本である自主自律というところにやはり立ち返らざるを得ないというところがございます、そこに一般の企業、株式会社以上のガバナンスを放送事業者だからといってかけるというのは、放送法の自主自律というところからは逆に難しいのではないかとというのは現時点での考え方です。

○原座長 今のまず3点目のガバナンスでございますが、一般企業が求められているレベルの独立役員基準は満たされているのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 特に違反しているという認識はございません。

○原座長 違反といえますか、コーポレートガバナンスコードですが、それはお調べになってらっしゃるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） そういった意味で、放送法に基づいて放送事業者を見ておりますので、上場しているキー局は上場基準等から東証とか何かチェックしているかもしれませんが、私どもは放送法に基づいて規律してございますので、そのコーポレートガバナンスという意味で規律するという仕組みにはなっておりませんので、そこはチェックしておりません。

○原座長 どう調べるのかは私どもも調整させていただきたいと思いますので、是非教えていただいた上で議論ができればと思います。

2点目の方に戻りまして、著作権処理に関して、著作権の費用の負担の問題があるので、今の受信料体系の下では検討課題が多いということだったと思いますが、現状でアーカイブを配信する場合の費用負担は、著作権分を負担することになっているのでしょうか。

○総務省（湯本課長） すみません、先ほどの点について補足して説明させていただきますと、大きく無料と有料の話があると思います。無料につきましても2つあって、1つはNHK自身がNHKアーカイブスというのを作って、これは無料で公開をしております。その施設内の中を中心に、あとNHKの放送局とかで見られる仕組みとして無料で公開しています。それにつきましては、今までで大体公開された番組数で1万本、年間大体数百本を権利処理していているという現状になります。内訳としましては、ドキュメンタリーが一番多いのですけれども、次にドラマとか、そういうものを行っているという現状であります。

細かい数字はあれなのですけれども、もう一つ、有料で行っているのが、NHKオンデマンドというサービスで、これにつきましてはドキュメンタリーもありますが、例えば大河ドラマのようなドラマ、そういったある意味、視聴者の方々がお金を払っても見られるよう

なドラマについて、これはネット上で自由に見ることができるということで、月々の定額制、幾つかの種類がありますけれども、それでお金をお支払いいただけると見られるという仕組みになりまして、この月々に取った収入で配信の費用と著作権の処理の費用を今、賄っているというのが現状でございます。

○原座長 それを今後、さらにアーカイブの開放を進めるとすると、どのような方策があり得るのでしょうか。

○総務省（湯本課長） 1つは、今、無料でやっているNHKアーカイブの規模を拡充させるといったときに、まず一番大きくネックになるのが著作権の話になります。これはもちろん、費用は受信料の関係でどうかというのもございますが、先ほど申し上げたように、そもそも今、対象も基本的にNHKの放送局の中であるとか、教育用だとか非営利に限って権利処理しているので、実はこれを一般にさらに使えるようになると著作権料がどのぐらいになるのかというのは、やってみないと分からない。

これは実は我々もこの話を訴えてから時間がたっていないものなので、NHKにも幾らかかるかという確認がまだ結果が来ていない状態なので、そこについては別途、金額面の検討が必要だということと、あと先ほどの話で言うとそもそも論の話としていろいろな考え方があって思っていて、以前、この会議でも御指摘いただいたように、やはり国民の受信料として成り立っているのが番組自身が資産であると考えて、できる限り多くの国民に安く提供するという考え方もありますし、一方で、やはり経済的価値を持っているものであれば、なるべく経済原則に従ってそれを渡して回収をして、最終的に受信料の値下げも含めた視聴者全体に広く還元するという考え方もございまして、この点につきましては、御指摘はもっともだと思いますけれども、一定の議論は必要ではないかなというように考えているところでございます。

○林委員 今の点で質問なのですが、アーカイブスには、デジタルリマスターも済んだものが何十万本もあると伺っているのですけれども、これをNHK以外のところが使えるかどうか、オーケーが出るかどうかは、現在は、NHKの御判断、裁量に委ねられていまして、蛇口がひねられるかどうかはまずはネックになっております。

今、御説明のあったプラスアルファの著作権処理が必要であるという点については、NHKオンデマンドで収入を得る場合と同じように、NHK以外の二次利用者が回収すればいいわけで、受信料は国民から義務として年間7,000億円徴収され、4年を通じて過去最高の徴収になっているそうですが、そのような受信料の下で作られた作品をより活用していくという意味では、NHKの裁量で作品の二次利用の可否が決まるという今の仕組みについては、さらに検討する余地があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務省（湯本課長） すみません、先ほどの話で補足させていただきますと、御指摘のとおり、今、NHKはそもそも持っている資産をテープからファイルに変えるという作業を順次ずっとしてきておりまして、それが今、私どもで聞いているのは80万本ぐらい、保存番組としては、いわゆる電子的なデータのファイルとしてあるというのは聞いております。

恐らく今、林委員の御指摘は、それを二次利用等で、例えば放送局、他の民間放送事業者であるとか、他の放送事業者から申請が来たときにNHKの裁量によってそれを出したり出さなかったりしているのではないかというような御指摘だったと思っています。

個々の実態については私どもの方も詳細を承知していないので申し上げにくいのですが、一般論として申し上げれば、確かにこの資産、もともとこのNHKのアーカイブスの目的も、コンテンツ資産としてNHKの過去のもを飽くまでも資産として保存するというのが一義的な目的としてありますので、その有効活用というのはどういった形が適切かというのは確かに一定の議論が、そこまでの強いニーズがあると今まで聞いていなかったのですけれども、もしニーズがあるのであれば、そこは検討していかなければいけないのではないかなと思っています。

○林委員 ありがとうございます。

海外でも日本について、旅番組だけでなく、歴史などの番組を放送してほしいというニーズがあると聞いています。是非いろいろな形で作品を活用できるように知恵を絞りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○原座長 今の点とも関連しますが、NHKの国際部門の強化についても、この会議で何回か議論がございました。過去何回か議論されてきた点だと思いますが、これまでどう取り組まれてきて、今後、どういった方策が考え得るのかを改めて教えていただけないでしょうか。

○総務省（湯本課長） 以前もこちらの場でも御紹介いたしましたけれども、NHK自身、国際放送ということにつきましては、法律でも国際放送というのが本来業務として規定をされておりまして、しかも、その中では外国人向け放送と邦人向け放送と分かれた上で、特に我が国の重要な事項を伝える放送につきましては、さらに要請放送という形で国からの交付金も出て、今やられております。

NHKの放送自体も、彼らもそれなりの努力をこれまでできておりまして、例えば、いわゆる外国人向けの国際放送で言えば、一応視聴可能世帯というのが3億人ぐらいまで来ておりまして、あとNHKワールドの番組、実際に御覧いただければお分かりになると思いますけれども、24時間体制で映像で放送しているうち、半分を定時の0時0分から30分まではニュース、これを毎時流しています。それで残りの別の30分の枠で日本の魅力を伝える番組だとか、いろいろな番組を放映しているという編成にしておりまして、専用のスタジオを持ち、専用のキャスターを配置し、全て編集も独自でやってきているというのが実態でございます。

ただ一方で、いろいろな御指摘を受けているというのも私どもの方としても認識しておりまして、例えばの話として、多言語化。どうしても英語以外の部分の言葉というのがイギリスのBBCを初めとしてヨーロッパ、フランスの公共放送であるとか、あとCCTV、中国のところでも多言語化をかなり進めてきておりますので、多言語化の取組が大事ではないかなと思っています。

また、よく言われるのが、人材がこれは厳しいことに、なかなか英語に堪能な人間が必ずしも十分多くないのではないかということに始まって、やはり携わっているスタッフの質をもっと上げなくてはいけないのではないかという厳しい指摘もございます。

さらによく言われる指摘としまして、先ほど視聴可能世帯3億人と申し上げましたが、実際に海外に出張等旅行で行かれた方を見ると、NHKを実際に全く見られなかったという厳しい御指摘も非常に多く受けておまして、この点につきましては、NHKにおいても営業努力と申しますか、なるべく見られる努力というのをしていますとっておりますが、果たしてこれで十分なのかということは、十分認識しております。

何が特効薬なのかというのは本当に難しい話でございますけれども、今のお話を逆に言っていくと、やはり多言語化を進めていくとか、あとホテルも含めていろいろなところで見られるための宣伝みたいなものを今まで以上に相当程度やらなければいけないと思っております、これは場合によっては、政府部内におきまして外務省と今まで以上に密接に協力もしていかなければいけないのではないかと考えているところでございます。

○八代委員 今話を聞いていますと、これは前も言ったのですが、国際放送というのは、どうもNHKの国際放送局が独自で何か作るコンテンツになるようです。しかし、何が外国人に喜ばれるかというのはやってみなければ分からないので、ある意味で、単にNHKの普通の番組を例えば英語で字幕をつけて流してしまうという方がずっと効率的ではないだろうかと思うのです。もう一つは、国内ではNHKの国際放送が見られないのですね。

○総務省（湯本課長） 放送では見られませんが、ネットであれば見られます。

○八代委員 分かりました。

次に、英語に翻訳する人が国内に少ないというのであれば、海外に外注する、例えば民間の会社だったら、中国で日本語ができる人を使っているわけで、全部日本でそういう外国向けのことをしなければいけないという非常にコストもかかる。まして、特に多言語化だったらもっとかかるのではないか。そういうものはやはり民間のアイデアでないといけないのではないですか。これだけの予算をいかに効率化して、少しでも多くの日本の放送を外国に見てもらおうという努力が必要ではないか。どこでやれば一番コストが安いのかということも含めて検討していただくということはどうでしょうか。

○総務省（湯本課長） はい。今、御指摘のとおり、コストを下げていくだとか、いろいろな多角的な取組をやっていく必要があるというのはおっしゃるとおりだと思います。NHKの国際放送については、10年ほど前に政治的にもいろいろ議論になったときに、民間の血を入れるというか考え方を導入することが必要だということで、JIB、ジブと言われる日本国際放送というものを立ち上げまして、これは民間の企業も出資してできた会社でございます。そのJIBにおきまして実際番組の制作もやっておりますし、また、海外への配信に関する業務を一部行っております。

このように血を入れてもまだここまでかというような御指摘は多々あると思っておりますけれども、確かに御指摘の点も踏まえながら、我々も事あるごとにかなりNHKの方については予

算の大臣意見とかでも国際放送、とにかく充実してくれというのは本当はかなり口を酸っぱくして申し上げているところなのですが、今、言った御指摘も踏まえながら、何ができるかというのはさらに考えていきたいと思っております。

○大田議長 制作現場の環境整備について伺います。ヒアリングをして、相当深刻だなどという印象を持ちました。まず、下請法違反などの取引関係に関しては公正取引委員会や中小企業庁と連携をとるというお話でしたが、よほど総務省さんがリードしないと、なかなか現状は変わらないと思います。単なる連携ではなくて、具体的に何らかアクションをとるおつもりがあるか、というのが1点です。

次に、非常に大きい問題である著作権の帰属と二次利用の際の窓口が放送局にあるという問題。協議会を作っておられるのですが、本当にこれで進むのだろうか。ガイドラインを作っておられますが、それでも完パケの場合に、放送事業者が通常の関与でも著作権が放送局に帰属するといった例が出されました。ここで新たに何かガイドラインをお作りになるおつもりがあるのかどうか。この2点をお願いします。

○総務省（奈良審議官） 1点目ですが、この場で既に1回プレゼンしたときの御指摘を踏まえまして、今までやってきたのは、ある意味、単純なアンケート調査でしたので、実際にヒアリングというか、深掘りした調査が必要だということをごさいますて、そこは中小企業庁と連携というか、一体とまでは行きませんが、協力していきたいと考えています。中小企業庁には中小企業庁で下請Gメンもおられて本件に関していろいろな分野をやってきた取組がありますが、他方で、普通の事業でありますと非常に定型的なサービスであったり、物であったり、単価が明らかに決まっているのと真逆の世界。一つ一つが特殊なサービスですから、物体ですので、価格も大きく違う。そういった中で、どうやって適正にやっているかどうかを確認するかということころは、多分中小企業庁に丸投げしたのではだめだと思っております、そこは中小企業庁とも話し合いを始めていますけれども、緩やかな連携ではなくて、きちっとした協力の下でやっていく必要があるということで両者、意識は合っておりますので、今、正に具体的な連携のあり方について、話し合いを始めているところでございます。

2点目、下請取引ガイドラインは既に策定されています。残念ながら、調査で意識に乖離があることが分かりましたので、調査もやっていくと同時に、この協議会の中で自主行動計画を作りましたが、自主行動計画が大事なのではなくて、協議会が今回作成してこうと決めました手引、要するに総務省の下請取引ガイドラインをもっと分かりやすく、現場の制作マンが見て分かるような形にする。しかも、それをどちらからの目ではなくて、両方の目でこうやらないと話し合いをちゃんとやったことにならないよねというような、そこまで落とし込んだ協議会の手引書を、今、協議会にて鋭意作っております、それは改めて作って、それをきちっと周知していくという両面でやろうとしています。

○原座長 よろしいですか。残りの時間が大分短くなっていますが、すみませんが、私から2点だけ。短目にお答えをいただければと思います。

1つは、各国で外部プロダクションへの制作委託の義務付け、比率を決めての義務付けがなされて一定の成果を得ているといった御紹介をこれまでの議論の中でもいただいています。一方で、日本で見るとNHKさんが一定の比率を目標として定められてはいるのですが、ただ、伺ってみると、いわゆる完パケはやっていらっしやらない。その意味では0%なのだと思いますけれども、今後、どう取り組まれていくか。これが1点目。

2つ目に、放送に関わる規制体系全般に関して、これまでの議論の中で、これは角川専門委員ですが、70年前の産業育成の立場から立法化されたものがいつの間にか産業保護の手段になっている。重い放送法を時代に合わせて軽い法律として見直せないのか。このような御指摘もあり、また、これは末延先生ですが、政府が放送事業を直接統制する現行制度は世界で例が少なく見直す必要があるのではないかと。他国では独立規制機関や共同規制のような例があるのではないかと。このような御指摘もこれまでの議論の中でいただいておりますが、規制体系全般の問題についてどうお考えになっているのか。この2点、簡単に結構ですので、もし時間が足りなければ次回にまたお願いします。

○総務省（奈良審議官） 1点目、NHKのBSプレミアムにつきましては、NHKは数多くのチャンネルを持っておりますので、その中でBSプレミアムを1つのチャンネルの性格として外部の制作者の育成にも資するような放送をしましょうということで、その制作比率の努力目標を掲げてございますが、これはNHKという特殊な存在と、あと多数のチャンネルを持っているというBSプレミアムという特殊なチャンネルの位置付けから出てきている仕組みであって、一般的には番組の外部制作比率をかけるというのは、私どもの考えとしては放送法の自主自律の考え方からかなり難しい課題ではなかろうかと考えているところでございます。

放送法全般の見直しということでございますが、現時点において具体的にどこをどう直す。今、御指摘いただいた点でいくと独立行政機関の関係で申し上げますと、これは末延先生もおっしゃっていましたが、戦後、ある意味、アメリカの仕組みの行政委員会方式が数多くの分野で導入されて、GHQの占領下が終わったところで、通信・放送だけではなくてほとんど戻ったということでございまして、そういう歴史的な経緯の中で現在は独任制の機関になっていて、現時点でそこで私どもとしては問題が生じているわけではないと思っていますし、それ自身、民放連としての考え方は前回のヒアリングでも出たとおりです。

今、その話は1つ申し上げておきますけれども、それ以外の放送法全般ということに関して言いますと、現時点で個別具体的にここをこう直すべきだという御意見をいただいているわけではないのではないかとという認識を持っています。ただ、では、何もしないのかというと、そこは当然、放送政策を預かる身としては不断の見直しというようなことは必要なのだろうと思っています。

○原座長 時間がなくなりましたので、制作現場の課題ほか、その他の課題について、また引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

副大臣、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これで終わりにさせていただきたいと思います。どうも大変ありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また別途、御案内をさしあげます。